

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表 (第4条関係)

別表第二

一 建築物に関する整備基準 (届出書に記入した内容と同一としてください。)

建築物の名称			工事種別		
主要用途			階数	地上	階階
階別	各階の用途 (主要用途が単独用途: 主要用途をそのまま記入) (複合用途: 該当する用途を記入)	公共的施設の用途に 供する部分の床面積			
		新築等の部分	既存部分	計	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
階		m ²	m ²	m ²	
計		m ²	m ²	m ²	
全ての階	公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			m ²	
			合計 (延べ面積)	m ²	
◆ 届出対象建築物についての確認 ◆				回答欄	
公共的施設のうち、バリアフリー法における基準適合義務建築物ですか。					

◆ 記入方法 ◆

- 1 公共的施設である建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成してください。
 - 2 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
 - 3 適合状況欄は、次により記入してください。
 - …整備基準に適合しているとき。
 - ×…整備基準に適合していないとき。
 - /…整備基準の適用がないとき。
- ※ 摘要欄には記入しないで下さい。

1 出入口等

整備基準	適合状況	摘要
1.1 直接地上へ通ずる出入口		
1.1.1 幅は90cm以上 (1以上)	(幅 cm)	
1.1.2 自動開閉式又は車椅子使用者が通過しやすい戸		
1.1.3 車椅子使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
1.2 駐車場へ通ずる出入口		
1.2.1 幅は90cm以上 (1以上)	(幅 cm)	
1.2.2 自動開閉式又は車椅子使用者が通過しやすい戸		
1.2.3 車椅子使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
1.3 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口		
1.3.1 幅は80cm以上 (1以上)	(幅 cm)	
1.3.2 自動開閉式又は車椅子使用者が通過しやすい戸		
1.3.3 車椅子使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
1.4 入場料金等の徴収や店舗のレジ等の通路 (1以上)		
1.4.1 幅は80cm以上	(幅 cm)	
1.4.2 自動開閉式又は車椅子使用者が通過しやすい戸		
1.4.3 車椅子使用者が通過する際、支障となる段の禁止		

2 廊下等

整備基準	適合状況	摘要
2.1 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
2.2 段を設ける場合		
2.2.1 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
2.2.2 回り段の禁止（構造上困難な場合は免除）		
2.2.3 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
2.2.4 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面の端部（共同住宅等は免除）		
2.2.5 段鼻の突き出し等がなく、つまづきにくい段（共同住宅等は免除）		
2.2.6 段の上端に近接する部分に点字状ブロック等の敷設（駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		
2.3 1の出入口等から各室の出入口にいたる経路（1以上）		
2.3.1 幅は120cm以上	(幅 cm)	
2.3.2 末端部分及び区間50m以内ごとの車椅子回転用スペースの確保（共同住宅等は免除）		
2.3.3 (高低差がある場合) 傾斜路又は車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置		
2.3.4 出入口等に接する部分の水平の確保		
2.3.5 戸は自動開閉式又は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		
2.4 直接地上へ通ずる出入口から案内所又は案内設備までの経路（1以上）		
2.4.1 視覚障害者の誘導を行うための線状ブロック・点状ブロック等の設置、音声誘導装置等の設置又は常時勤務者による誘導（風除室内、教育施設、共同住宅等は免除）		
2.5 傾斜路を設ける場合（その踊場を含む）		
2.5.1 幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	(幅 cm)	
2.5.2 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	(勾配 1/)	
2.5.3 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
2.5.4 手すりの設置		
2.5.5 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
2.5.6 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
2.5.6 傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設（勾配が1/20以上（高低差が16cm以下の場合は、1/12）以下、教育施設、共同住宅等は免除）		

3 階段（踊場を含む）

階段の有無選択→

整備基準	適合状況	摘要
3.1 直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段		
3.1.1 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
3.1.2 主たる階段の回り段の禁止（構造上困難な場合は免除）		
3.1.3 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
3.1.4 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面の端部（共同住宅等は免除）		
3.1.5 段鼻の突き出し等がなく、つまづきにくい段（共同住宅等は免除）		
3.1.6 段の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設（駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		

4 エレベーター

エレベーターの有無選択→

整備基準	適合状況	摘要
4.1 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設へのエレベーターの設置 (教育施設、共同住宅等、別途措置を講ずる場合は免除)	設置台数 台	
4.2 籠		
4.2.1 幅は140cm以上	(幅 cm)	
4.2.2 奥行きは135cm以上	(奥行き cm)	
4.2.3 車椅子の転回に支障のない構造		
4.2.4 停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		
4.2.5 音声装置の設置 (籠の昇降方向は籠内又は乗降ロビーに設置)	到着予定階 戸の閉鎖 籠の昇降方向	
4.2.6 出入口の幅は80cm以上	(幅 cm)	
4.2.7 車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
4.2.8 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		
4.3 乗降ロビー		
4.3.1 車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
4.3.2 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		
4.3.3 幅及び奥行き内法それぞれ150cm以上	(幅 cm) (奥行き cm)	
4.3.4 到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		
4.3.5 音声装置の設置 (籠内又は乗降ロビーに設置)	籠の昇降方向	

5 特殊な構造又は使用形態の昇降機 (車椅子使用者用特殊構造昇降機)

有無選択→

整備基準	適合状況	摘要
5.1 昇降行程が4m以下、又は階段・傾斜路等に沿って昇降するエレベーターの場合	設置台数 台	
5.1.1 籠の定格速度は15m/分以下、床面積は2.25㎡以下	(速度 m/分) (面積 ㎡)	
5.1.2 「平成12年建設省告示第1413号第1第九号」に規定する段差解消機		
5.1.3 籠の幅は70cm以上	(幅 cm)	
5.1.4 籠の奥行きは120cm以上	(奥行き cm)	
5.1.5 (籠内で方向を変更する必要がある場合) 車椅子の転回に支障のない構造		
5.2 車椅子使用者を乗せたまま、2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降するエスカレーターの場合	設置台数 台	
5.2.1 踏段の定格速度は30m/分以下	(速度 m/分)	
5.2.2 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めの設置		
5.2.3 「平成12年建設省告示第1417号第1ただし書」の車椅子使用者用エスカレーター		

6 便所

便所の有無選択→

整備基準		適合状況		摘要
6.1 用途面積が1,000㎡以上の公共的施設に便所を設ける場合				
6.1.1 直接地上へ通ずる出入口のある階への車椅子使用者用便所の設置 (男女の区分がある場合はそれぞれ1以上。教育施設、共同住宅等は免除)	男女兼用		か所	
	男子用		か所	
	女子用		か所	
6.2 車椅子使用者用便房の構造				
6.2.1 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
6.2.2 腰掛便座の設置				
6.2.3 手すりの設置				
6.2.4 出入口幅は80cm以上		(幅	cm)	
6.2.5 戸は自動開閉式又は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がない				
6.3 当該便房のある便所				
6.3.1 出入口幅は80cm以上		(幅	cm)	
6.3.2 戸は自動開閉式又は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がない				
6.4 男子用小便器を設ける場合(1以上)				
6.4.1 手すりを設けた床置き式又は受け口高さ35cm以下の壁掛式の小 便器等の設置(教育施設、共同住宅等は免除)				

7 駐車場及び自動車車庫

駐車場及び自動車車庫の有無選択→

整備基準		適合状況		摘要
7.1 駐車台数が30台以上の場合の車椅子使用者用駐車施設の設置 (機械式駐車場、教育施設、共同住宅等は免除)				
	駐車台数		台	
	設置区画		台	
7.2 車椅子使用者用駐車施設の構造				
7.2.1 1の出入口に近い位置に配置				
7.2.2 幅は350cm以上		(幅	cm)	
7.3 1の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路(1以上)				
7.3.1 粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
7.3.2 幅員は120cm以上		(幅	cm)	
7.3.3 (高低差がある場合) 傾斜路又は車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置				
7.4 段を設ける場合				
7.4.1 手すりの設置				
7.4.2 主たる階段の回り段の禁止				
7.4.3 粗面又は滑りにくい仕上げの表面				
7.4.4 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏 面の端部				

8 敷地内の通路

整備基準	適合状況	摘要
8.1 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
8.2 段を設ける場合		
8.2.1 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
8.2.2 主たる階段の回り段の禁止		
8.2.3 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
8.2.4 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面の端部（共同住宅等は免除）		
8.3 1の出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る通路 （1以上。地形特殊性等で適合困難かつ出入口から道等に至る車路を設ける場合は免除）		
8.3.1 幅は120cm以上 （高低差がある場合）	（幅 cm）	
8.3.2 傾斜路又は車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置		
8.4 直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路 （1以上。駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		
8.4.1 （用途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合） 線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置		
8.4.2 車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路及び段の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設		
8.5 傾斜路を設ける場合（その踊場を含む）		
8.5.1 幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	（幅 cm）	
8.5.2 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	（勾配 1/ ）	
8.5.3 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
8.5.4 手すりの設置		
8.5.5 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
8.5.6 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
8.5.7 戸は自動開閉式又は車椅子使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		

9 客席

客席の有無選択→

整備基準		適合状況	摘要
9.1	固定式客席数に応じた車椅子使用者用区画の設置	客席数 席	
9.1.1	100席以上400席以下は2区画以上、400席超は客席数に0.5%を乗じて得た数以上（端数切り上げ）	車椅子使用者区画 区画	
9.2	車椅子使用者用区画の構造		
9.2.1	区画の幅は90cm以上、奥行きは135cm以上	(幅 cm) (奥行き cm)	
9.2.2	水平な床		
9.2.3	客席内通路の幅は120cm以上	(幅 cm)	
9.2.4	(高低差がある場合) 傾斜路又は車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置		
9.3	傾斜路を設ける場合（その踊場を含む）		
9.3.1	幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	(幅 cm)	
9.3.2	勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	(勾配 1/)	
9.3.3	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
9.3.4	手すりの設置		
9.3.5	粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
9.3.6	周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
9.3.7	傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設 (勾配が1/20以上（高低差が16cm以下の場合は、1/12）以下、教育施設、共同住宅等は免除)		

10 標識及び案内設備

標識及び案内設備規定の該当、非該当選択→

整備基準		適合状況	摘要
10.1	案内設備		
10.1.1	4～7に定めるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 (案内所の設置又は配置を容易に視認できる場合は免除)		
10.1.2	4～6に定めるエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音等により視覚障害者に示す案内設備の設置（案内所を設ける場合は免除）		
10.2	施設付近の見やすい位置に標識（日本産業規格Z8210に適合）を設置		
10.2.1	4に定めるエレベーター		
10.2.3	5に定める車椅子使用者用特殊構造昇降機		
10.2.4	6に定める便所		
10.2.5	7に定める車椅子使用者用駐車施設		